



報道関係各位

株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

放送法等の一部改正に伴う
有料放送管理業務の届出の実施及び
同業務の実施方針の策定と公表について

株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員 社長：仁藤 雅夫、以下スカイパーフェク TV）は、放送法等の一部改正（2007年12月28日改正、2008年4月1日施行）に基づき、本日2008年6月27日に有料放送管理業務の届出の実施及び、同業務の実施方針の策定と公表を行いました。

放送法等の一部改正では、放送法第52条の6の2第1項等で規定された有料放送管理業務を行なう者に対して、同業務の届出及び、実施方針の策定と公表が義務付けられます。

スカイパーフェク TV は、同項等における有料放送管理事業者に該当するため、同業務の届出及び、実施方針の策定と公表を行ったものです。

有料放送管理業務の実施方針については、スカイパーフェク TV の企業サイト内 (<http://skycom.skyperfectv.co.jp/>) において公表しております。